一般社団法人 Spice 定款

第１章 総 則

（名称）

第１条 当法人は、一般社団法人 Spice と称する。

（主たる事務所）

第２条 当法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

（目的）

第３条 当法人は、すべての人々が生きやすい社会を実現することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(1) 社会を形成する市民として必要な知識・スキルを獲得するための教育プログラムの開発および提供
(2) アドボカシーのためのスキルやマインドを育む教育プログラムの開発および提供
(3) 起業家教育をはじめとするキャリア教育プログラムの開発および提供
(4) 学習環境に恵まれない人々を対象とする学習支援その他の教育事業
(5) 新しい時代に必要とされる教育に関する教員研修プログラムの開発および提供
(6) こども若者の居場所となるユースセンター等の運営
(7) こども若者参画及び意見聴取・反映事業
(8) 教育に関する研究活動
(9) 教育に関する広報活動
(10) 教育に関する講演活動
(11) 事業目的を達成するために必要なアドボカシー活動
(12) 教育に関心のある企業への支援業務
(13) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

（公告の方法）

第４条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第２章 会 員

（会員の構成）

第５条　当法人の会員は、次の４種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
(3) ユース会員　当法人の目的に賛同し、インターンとして当法人で活動する個人
(4) ボランティア会員　当法人の目的に賛同し、ボランティアとして当法人で活動する個人

（入会）
第６条 当法人の会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

（経費等の負担）
第７条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
２ 本条に従い納入した入会金及び会費は、会員資格の喪失等の理由を問わず、返還しない。

（任意退会）
第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）
第９条　会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。
(1) この定款その他の規則に違反したとき
(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）
第１０条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
(1) 第７条の義務を２年以上履行しなかったとき。
(2) 総正会員が同意したとき。
(3) 死亡し、失踪宣告を受け、又は解散したとき

第３章 社員総会

（開催）

第１１条 定時社員総会は、毎年５月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１２条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

２ 社員総会の招集通知は、会日より１週間前までに社員に対して発する。

（決議の方法）

第１３条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（議決権）

第１４条 社員は、各１個の議決権を有する。

（議長）

第１５条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

（議事録）

第１６条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第４章 役 員

（役員）

第１７条 当法人には、２名以上５名以内の理事及び１名以上２名以内の監事を置く。

２ 理事のうち２名を代表理事とする。

（選任）

第１８条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

２ 代表理事は、理事の互選によって定める。

３ 監事は、社員総会の決議によって選任する。

（任期）
第１９条 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
２ 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
３ 監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
４ 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（理事の職務及び権限）
第２０条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
２ 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

（監事の職務及び権限）
第２０条の２ 監事は、法令及びこの定款の定めるところにより、理事の職務の執行及び当法人の会計を監査する。

（解任）
第２１条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）
第２２条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第５章 計 算

（事業年度）
第２３条 当法人の事業年度は、毎年４月１日から（翌年）３月 31 日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）
第２４条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

（剰余金の不分配）
第２５条 当法人は、剰余金の分配は行わない。

第６章 定款の変更、解散及び清算

（変更）
第２６条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

（解散）
第２７条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第２８条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第７章 基 金

（基金の拠出等）
第２９条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第１３１条に規定する基金の拠出を求めることができる。
２ 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定する。
３ 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
４ 基金の拠出者に対する返還の手続きについては、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第８章 附 則

（法令の準拠）
第３０条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

これは、当法人の定款に相違ありません。

令和８年５月 10 日 変更

代表理事　　郡司日奈乃

代表理事　　伊藤瞳（小牧瞳）